



東北支部賞表彰に関する細則

平成 29 年 5 月 25 日 第 9 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、部会・連絡会・支部表彰制度規程（0110）ならびに東北支部規約（0901）第 5 条に基づき、東北支部賞（以下、「支部賞」という）の種類、選考方法等を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 東北支部（以下、「支部」という）において、原子力、放射線等の平和利用に関する学術および技術上の優秀な成果ならびに優れた貢献をなした個人または団体を奨励し、支部賞を贈呈する。

(種類と対象)

第 3 条 支部賞として次の賞を設ける。

(1) 功績賞

支部において、幅広く原子力、放射線等の広報活動または学術活動を展開し、顕著な貢献のあった個人または団体（会員、非会員を問わない）を対象とする。原則、毎年 1 件以内とする。

(2) 奨励賞

支部の活動に貢献した、または支部研究交流会等において優れた研究発表をおこなった支部に所属する会員のうち、概ね 30 歳までの個人を対象とする。原則、毎年 2 名以内とする。

(募集)

第 4 条 支部賞の募集方法は、支部幹事会において定める。

2 支部賞の受賞候補者は、支部会員による推薦とする（自薦、他薦を問わない）。

(委員会)

第 5 条 支部賞受賞者の選考は、支部幹事会がおこなう。

2 支部幹事会は、この選考を円滑におこなうため、支部賞選考委員会を設置する。

3 支部賞選考委員会について必要な事項は、支部幹事会で定める。

(選考方法)

第 6 条 支部賞受賞者の選考方法は、支部賞選考委員会で定める。

(贈呈)

第7条 功績賞受賞者には表彰状と記念品を，奨励賞受賞者には表彰状を贈呈する。

(改定)

第8条 本細則の改定は，支部幹事会が決定し，支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

(その他)

第9条 本細則で定められていない事項については，支部幹事会において協議する。

附則

- 1 平成29年3月13日 支部幹事会承認，平成29年5月10日 支部大会報告，平成29年5月25日 第9回理事会承認，同日施行